

ハラスメント相談をされる方へ

1. 相談員には相談者のプライバシーを守る義務が定められています。したがって、相談があったことや相談の内容は、外に出ることはありません。関係者に協力を求める等の対応策を進める際には、必ず相談者の了解を得て行います。
2. 相談中に体調を崩した場合や、皆さんや周囲の方に身の危険が生じる可能性が生じた場合は、必要な関係者・関係機関に連絡をとらせていただく場合があります。あらかじめ、ご了承ください。
3. 匿名での相談を希望する場合には相談員に伝えてください。ただし、匿名の相談への対応は限界があることをご理解ください。
4. 相談員は、ある言動がハラスメントに該当するか否かの判断や認定等はありません。
5. 初回面談と二回目以降の面談で、担当する相談員が変わる場合もあります。また、担当の相談員を変えたい場合は検討します。
6. 相談員は情報提供を行います。特定の情報や機関を相談員が支持していたり、お勧めしたりしているものではありません。相談者の判断で利用してください。
7. 相談員提供の資料等を第三者に無断で提供したり、インターネット上に投稿したりしないでください。
8. 相談員は、金銭的な内容については対応していません。
9. 「ハラスメント相談内容申出書」に差し支えない範囲で記入をお願いします。相談者より提供された個人情報はその重要性を認識し、本学の規定に従って慎重に管理し、相談業務の遂行、管理、運営のために利用するものとします。
10. 相談員に提供された文書・資料等は原則として返却はいたしません。また、相談者の都合による複写・破棄要請にも応じられません。相談員に対する相談関連文書・資料等のすべては本学文書管理規則に則って適切に管理され、相談者本人の同意なく当該文書・資料等の目的外利用はしません。
11. ハラスメント防止対策委員会に依頼する場合は、別途、資料等の作成が必要になります。